小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２０年（再イ）第２６号
新潟県新発田市本町３丁目５番14号
再生債務者　大久保和夫
１　主文　本件変更再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月23日
新潟地方裁判所新発田支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第２０号
大阪府枚方市田宮本町14番25―608号
再生債務者　久永　英志
１　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月19日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月22日から平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１号
大津市下阪本１丁目48番34号
再生債務者　間瀬　智和
１　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月６日から平成23年５月11日まで
大津地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再ロ）第１号
福井市花堂中２丁目10番７号
再生債務者　福本　英利
１　決定年月日時　平成23年３月23日午前９時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月25日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月６日から平成23年５月12日まで
福井地方裁判所

平成２３年（再ロ）第１０号
大阪市鶴見区放出東２丁目22番32号
再生債務者　松下　喜一
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月25日から平成23年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第９号
神奈川県藤沢市大庭5061番地の16　ルイシャトレ湘南ライフタウン1202号
再生債務者　山本　浩之
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月６日から平成23年５月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１１号
青森県弘前市大字悪戸字鳴瀬104番地２
再生債務者　織笠　節子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月10日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月13日まで
平成23年３月23日　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（再ロ）第８号
秋田市飯島字飯島水尻334番地
再生債務者　佐々木盛樹
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年９月29日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月14日まで
平成23年３月24日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（再ロ）第２号
茨城県稲敷郡阿見町南平台２丁目７番地18
再生債務者　文随　三男
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月23日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月14日まで
平成23年３月24日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（再ロ）第１００１３号
東京都町田市金井７丁目５番５号パルモＧ102
再生債務者　宗像　光英
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月９日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月14日まで
平成23年３月24日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（再ロ）第４号
新潟県新発田市東新町３丁目３番25号
再生債務者　二宮　正浩
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月16日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月14日まで
平成23年３月24日
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（再ロ）第４号
静岡県浜松市浜北区小松3078番地の１
再生債務者　鈴木　正道
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月14日まで
平成23年３月24日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２２年（再ロ）第１０１３４号
神奈川県川崎市多摩区堰１―２―５―203
再生債務者　河田　孝啓
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月20日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月７日まで
平成23年３月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１０１４１号
東京都板橋区成増４―24―37
再生債務者　大住　眞司
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月23日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月７日まで
平成23年３月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第４１号
神奈川県藤沢市長後1338番地の７
再生債務者　畠山　誠一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月８日まで
平成23年３月25日
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１４年（再ロ）第３号
高知県安芸市土居1958番地８
再生債務者　窪田　幹憲
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成15年１月28日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年３月23日　高知地方裁判所安芸支部

独立行政法人国立印刷局の年度計画（平成23年度）の公表について

独立行政法人通則法第31条第１項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局の年度計画（平成23年度）を定め、財務大臣に届け出ましたので公表します。
なお、詳細については、ホームページ（http://www.npb.go.jp/）により公表します。
平成23年４月１日
独立行政法人国立印刷局
理事長　南木　　通
１．財務大臣への届出　平成23年３月28日